

国民年金保険料の免除申請が可能です！

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

対象となる方 以下のいずれにも該当する方が対象になります。

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

②所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額(※1)が、国民年金保険料免除基準相当(※2)(※3)になることが見込まれる方(下記の免除承認の所得基準をご確認ください)

※1 令和2年2月以降の任意の月(収入が最も低い月など)における所得額を12ヵ月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※2 当年中の所得見込額が全額免除基準相当(例:単身世帯の場合は57万円以下)や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。

※3 免除等の判定においては、世帯主および配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、本手続きによる申請ができます。

【免除承認の所得基準】

免除の種類(月々の保険料)	所得基準の目安
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
3/4免除(4,140円)	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除(8,270円)	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
1/4免除(12,410円)	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

(注)全額免除に該当しない場合でも納付猶予や一部免除に該当する場合があります。

申請の対象となる期間

令和2年2月分から6月分まで(※令和2年7月分以降は、改めて申請が必要です。)

申請に必要なもの

マイナンバーカード(マイナンバー通知書)もしくは基礎年金番号のわかるもの(年金手帳など)

はんこ(本人が申請の場合は省略可)

※マイナンバー通知書の場合は、身分証明書(運転免許証等)も必要となります。

申請方法

国民年金保険料免除・納付猶予申請書に、所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))を添付して、ご申請ください。

※国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。新型コロナウイルス感染防止の観点から、郵送での提出をぜひご活用ください。

【お問い合わせ先】

市保険年金課年金担当(市役所1階③番窓口) ☎ 32・4120 / FAX 35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

徳島南年金事務所(国民年金課) ☎ 088・652・3114